

幼児教育・保育の無償化（新2号・新3号認定）について

無償化の対象となるには、**交野市へ認定申請書等の提出が必要です。**

※認定を受けていない場合、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

【対象者】

3歳児クラスから5歳児クラスの「保育の必要性（※）」がある子ども



【新2号認定】

月額3.7万円まで利用料が無償化されます

2歳児クラスまでの「保育の必要性」がある子どもで、かつ市民税非課税世帯の子ども



【新3号認定】

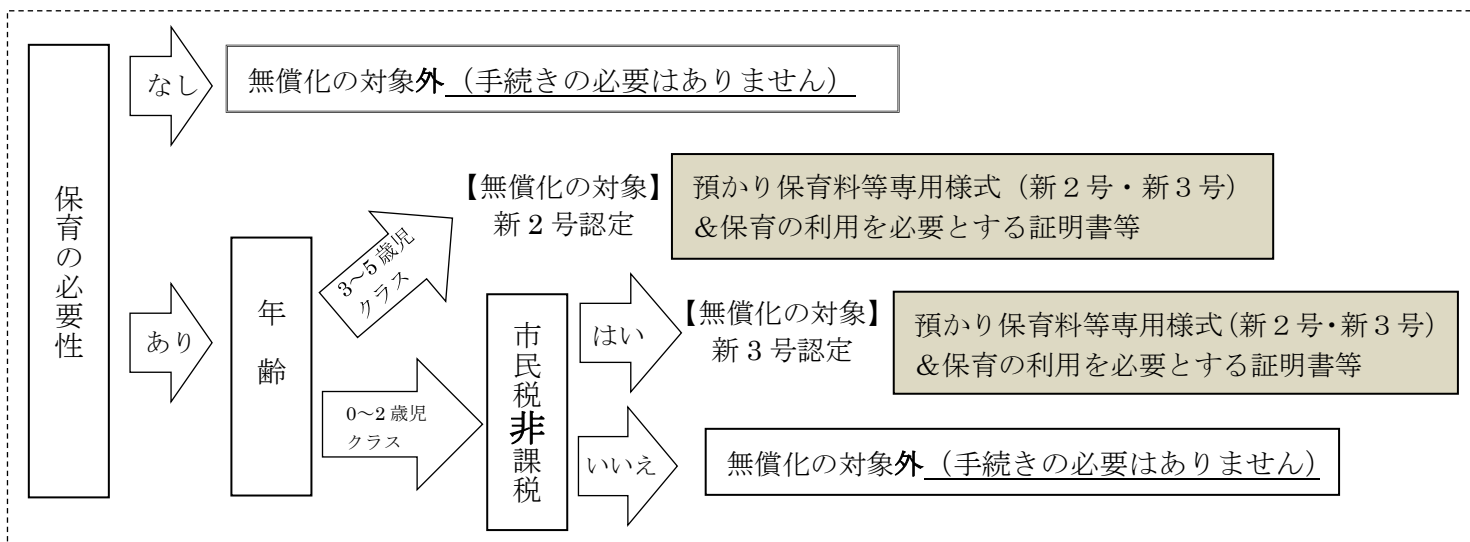
月額4.2万円まで利用料が無償化されます

※ 保育の必要性とは…保護者（夫婦の場合は両方）が裏面の【保育を必要とする事由及び添付書類】に記載している「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合です。

○無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。令和6年9月末までは5年間の経過措置が設けられており、現在は基準を満たしていない場合でも無償化の対象施設となっておりますが、令和6年10月以降に基準を満たさない認可外保育施設については、無償化の対象外施設となります。

○無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になりますので、ご注意ください。

【認定及び提出書類について】



【申請書類】

- ◇ 『【預かり保育料等の専用様式（新2号・新3号）】子育てのための施設等利用給付認定申請書』
 - ◇ 『保育の利用を必要とする証明書』及び必要な添付書類
 - ◇ 『保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書』（市へ保育所等の申込をしていない方のみ）
- ※申請書類については、こども園課又は利用予定（利用中）の施設からお受け取りください。

【提出先】

交野市こども園課に提出してください。※認定開始日は申請日（市が書類を受理した日）以前に遡ることはできません。無償化の申請を行う場合は、施設の利用日（認定希望日）前に申請書類を提出してください。

問合せ先 〒576-0034
交野市天野が原町5-5-1
交野市健やか部こども園課
TEL：072-893-6407
FAX：072-892-0525

【保育を必要とする事由及び添付書類】

新2号・新3号認定を受けるためには、「認定申請書」と同時に保育を必要とする事由の確認書類として**保護者(※)の『保育の利用を必要とする証明書』**の提出が必要です。(※)夫婦の場合は両方必要です。

また、「保育の利用を必要とする証明書」には「保育を必要とする事由」ごとに添付書類が必要な場合があります。次の表の「保育を必要とする事由」の確認をお願いします。

保育を必要とする事由	「保育の利用を必要とする証明書」の該当箇所及び添付が必要な書類
・外勤・内職・専従者 ・その他（雇用内定者・再雇用）の方 （1カ月に64時間以上の労働を常態とする）	①就労証明書
・自営業（個人事業主）の方 （1カ月に64時間以上の労働を常態とする）	①就労証明書 ※証明書類として「開業届（控）」「営業許可証」「確定申告書（控）」のいずれかのコピーを添付
・出産の方 （産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3カ月程度）	②出産 ※母子健康手帳のコピーを添付（出産予定日の記載部分・受診後の妊娠中の経過がわかるもの（交野市母子健康手帳の場合はP4、P8・9の部分））
・保護者が病気・けがの方	③疾病証明（診断書）
・保護者が障がいの方	④障がい状況証明 ※手帳のコピー（顔写真と等級がわかる部分）を添付
・親族の入院のための常時看護、又は同居の親族の常時介護 ※1	⑤介護・看護証明
・就業に向けて求職活動を行っている方 ※2 （勤務先が内定している方や再雇用予定の方は①就労証明書になります）	⑥求職活動誓約書
・就学している方、または就学が決まった方 ※職業訓練校・各種学校など、保護者が将来就労につながる就学を含む	⑦就学等（予定）証明書
・保護者が付き添いを必要とする療育施設等に親子通園している方	⑧きょうだいが療育施設等に親子通園している申告※療育施設の在園証明を添付
・災害などにより児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧の為保育できない方	⑨災害復旧 ※罹災したことが分かる書類を添付
・その他、市長が必要と認める場合	市長が必要と認める書類を提出

※1 親族でない人への介護・看護や別居の親族への介護では新2・3号の認定は受けられません。

※2 求職活動が事由の場合、認定の有効期間は、有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月末まで。

(注)・「保育の利用を必要とする証明書」は保護者の方全員分が必要です。

・ひとり親家庭の場合は、戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親医療証のいずれかのコピーが別途必要です。

(夫婦が離婚後も同一の住所に住んでいる場合等、ひとり親家庭として認められない場合があります。)

【注意事項】

- ・新3号認定は市民税非課税世帯であることの確認が必要のため、市民税額の確認ができない場合は「課税証明書」の提出を求める場合があります。
また、保護者の年収が約103万円以下で祖父母等と同居している場合、祖父母等の収入も確認し、非課税世帯の判断をします。
- ・現在、保育の申請をしている方で、今回提出する「保育の利用を必要とする証明書」の内容が、**現在提出済みの内容と異なり、入所選考の点数に変更が生じる場合は、点数変更の申し出を行ってください。**
- ・記入漏れ、不備等があった場合、申請は成立しませんのでご注意ください。
- ・認可外保育施設の利用料を含めて**合計で月額3.7万円を上限に**、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料も無償化の対象となります。
- ・認定こども園、保育所等を利用できていない方が対象となります